高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

令和6年4月1日 施行

1 改正概要

- (1)「木造住宅耐震改修費補助事業」及び「非木造住宅耐震改修費補助事業」の補助対象 経費の限度額を改める。
- (2) その他事業要件の合理化、文言の整理

「老朽住宅等除却事業」の事業要件の合理化

「木造住宅耐震改修費補助事業」、「非木造住宅耐震改修費補助事業」、「木造住宅段階的耐震改修支援事業」、「非木造住宅段階的耐震改修支援事業」、「コンクリートブロック 塀安全対策事業」、「瓦屋根改修費補助事業」の事業要件の文言の整理

2 改正内容

- (1)「木造住宅耐震改修費補助事業」及び「非木造住宅耐震改修費補助事業」の改正内容 別表1、別表2の補助対象経費の限度額を1,650,000円/戸に改める。
- (2) その他事業要件の文言の整理内容
 - ア 別表 3-1、別表 3-2 の補助率に「ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第II編第 1 章1-1 6 -(12) -① | を加える。
 - イ 別表第5の補助率を「4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第12号に規定する基礎額と市町村が補助する額との差の2分の1以内」と改める。
 - ウ 別表第6の注釈(老朽住宅等の定義)において、空家等対策計画に基づき除却が 行われるものに係る要件を一部改める。
 - エ 別表第 15 の補助対象経費の限度額に「ただし、段階改修型の要件でこの事業を実施 した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額まで」を加え、補助要件 に「一般改修型」と「段階改修型」を加え、一部改める。